

平成24年（2012年）第6回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成24年11月26日（月曜日）

招集年月日 平成24年11月26日（月）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成24年11月26日（月）

応招議員

1番	奥村 仁	2番	東 貴雄
3番	樋口泰生	4番	太田哲生
5番	瀧本 攻	6番	入江康仁
7番	家崎仁行	8番	玉津 充
9番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑 正量
15番	川端龍雄	16番	平野偉規
17番	中本 衛	18番	北村博司

不応招議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
会計管理 者	平谷卓也	総務課長	中場 幹
財政課長	堀 秀俊	危機管理課長	五味 啓
企画課長	脇 博彦	税務課長	尾上公敏
住民課長	工門利弘	福祉保健課長	大谷眞吾
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	上村康二
水道課長補佐	上ノ坊健二	紀伊長島総合支所長	世古雅則
教育委員長	大和秀昭	教育長	安部正美
学校教育課長	玉津武幸	生涯学習課長	松島保秀
監査委員	井上 寛		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	書 記	玉本真也

議事日程（第1号）

- | | |
|-----------|---------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 議案第55号 | 紀北町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第6 議案第56号 | 紀北町役場新庁舎改修工事請負変更契約の締結について |
| 第7 議案第57号 | 専決処分の承認を求めるについて |

会議録署名議員

2番 東 貴雄 3番 樋口泰生

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

平野偉規議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

ただいまから、平成24年第6回紀北町議会臨時会を開会します。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、本日の臨時会においては、企画課職員による撮影等を許可することといたします。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

谷事務局長。

谷 吉希議会事務局長

おはようございます。それでは、議事日程を朗読させていただきます。

平成24年第6回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成24年11月26日（月曜日）9時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 議案第55号 紀北町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例

第6 議案第56号 紀北町役場新庁舎改修工事請負変更契約の締結について

第7 議案第57号 専決処分の承認を求ることについて

以上でございます。

平野偉規議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

平野偉規議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

2番 東 貴雄君
3番 樋口泰生君
のご両名を指名します。

日程第2

平野倅規議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3

平野倅規議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る11月8日と20日に議会運営委員会が開催され、臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項について、ご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集にあたり、付議された案件は、紀北町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例についてと他2件であります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてでありますが、平成24年度普通会計の9月分及び平成24年度水道事業会計の9月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議会図書室に保管しておりますので、ご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長をはじめ、大和教育委員長、井上監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

平野偉規議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。本日は、臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り誠にありがとうございます。早速ですが、本議会臨時会にあたりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

報告は、地方交付税の執行抑制に対する対応についてでございます。

去る10月30日の財務大臣会見で、政府の当面の予算執行が、先般の臨時国会に提出された特例公債法案の動向を踏まえつつ対応するとされたことを受けまして、本町におきましても、11月初旬に交付予定の普通交付税9億7,991万1,000円の交付が見合わされました。

これによりまして、11月下旬には本町の歳計現金に不足が発生する見込みとなったことから、その対応といたしまして、財政調整基金を活用した繰替運用を実施することといたしまして、歳計現金の残高がひつ迫する11月22日から5億円の繰替運用を行う予定といたしておりましたが、11月16日に特例公債法案が成立した結果、地方交付税の執行抑制が解かれ11月19日に普通交付税の交付がありましたので、当面は町の歳計現金に不足が発生する恐れがなくなったことから、今回は繰替運用を実施いたしました。

以上をご報告させていただきまして、第6回紀北町議会臨時会にあたりましての行政報告とさせていただきます。以上です。

平野偉規議長

以上で行政報告を終わります。

それでは、これより議案に対する質疑を行います。

お諮りします。各議案の審議にあたっては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野俸規議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

お諮りします。

日程第5～日程第7

平野俸規議長

日程第5 議案第55号から日程第7 議案第57号までは、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して、説明を求めるこにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野俸規議長

異議なしと認めます。

したがって、議案3件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めるこに決定しました。

それでは、最初に提案者から、一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会臨時会に上程をいたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第55号 紀北町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例ですが、紀北町の役場の位置を海山区相賀495番地8から、紀伊長島区東長島769番地1に変更するにあたり、議会の同意を得るための議決を求めるものでございます。

また、本庁舎の移転先である、旧尾鷲高等学校長島分校の改修につきましては、順調に工事が進んでおりまして、移転に伴う備品等の主な契約も済んだことから、新庁舎での業務を平成25年1月4日に開始する提案をさせていただくものであります。

本庁舎移転につきましては、合併時の協定書では、5年以内に役場本庁舎を紀伊長島区に移すこととなっております。小中学校の耐震工事、改築工事の優先が主な要因とはいえ、紀伊長島

区の皆様方におかれましては、庁舎の移転時期が2年間遅れたことに関し、ご理解とご協力をいただきましたことに厚く感謝を申し上げます。

一方、海山区の皆様方におかれましては、合併時の約束とはいえ、合併時からこれまで、旧海山町役場庁舎を紀北町の本庁舎として活用してきたことから、本庁舎の移転となりますと、一抹の不安と寂しさを併せ持つておられることとお察し申し上げます。

しかしながら、私は町長になりましてから、紀伊長島区、海山区の両区の発展と更なる紀北町としての一体感の醸成に努めることを重要な目標といたしまして、この目標を常に心がけながら、各種の施策や事業を行ってきたところでございます。

今後も施策や事業の優先順位を十分に検討するとともに、両区のバランスを取りながら進めていく必要性を十分認識し、そして実行してまいりたいと考えております。

本庁舎が海山区から紀伊長島区に移転いたしましたが、これまでと同様、紀北町として一体的に発展していくための施策を行うとともに、両区の皆様方には、決して住民サービスを低下させないよう努めてまいりますので、本議案に対しまして、ご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議案第56号 紀北町役場新庁舎改修工事請負変更契約の締結についてでございますが、紀北町役場新庁舎改修事業におきまして、乗入れボックスカルバート工事等に変更が生じましたので、設計変更による請負変更契約の締結が、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条に規定される契約にあたりますので、議会の議決を求めるものであります。

議案第57号 専決処分の承認を求めるについてでありますが、11月16日の衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査の事務執行に際し、事務を早急に開始する必要が生じたことから、専決処分をしたものであります。

予算の内容といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,688万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億5,257万1,000円とするもので、歳入予算といたしましては、県支出金の選挙費委託金で1,688万5,000円の増であります。

一方、歳出予算といたしましては、衆議院議員選挙執行事業で1,676万5,000円の増、最高裁判所裁判官国民審査執行事業で12万円の増となっております。

以上、議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上

げます。以上です。

平野 健規議長

続いて、各議案について、内容説明を求めます。

議案第55号及び議案第56号の2件についての内容説明を求めます。

中場 総務課長。

中場 幹総務課長

それでは、内容につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第55号 紀北町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例

紀北町役場の位置を定める条例(平成17年紀北町条例第1号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年11月26日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、紀北町役場の位置を、紀北町海山区相賀495番地8から紀北町紀伊長島区東長島769番地1に変更するためございます。

2ページをご覧いただきたいと思います。2ページにつきましては、改正文でございます。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。右の旧条例では、これまで役場の位置を海山区相賀495番地8、現在の本庁舎としておりましたが、左の新条例では、紀伊長島区東長島769番地1、旧尾鷲高等学校長島分校とし、附則において、平成25年1月4日から施行することとしております。以上でございます。

続きまして、追加議案書の1ページをお願いしたいと思います。

議案第56号 紀北町役場新庁舎改修工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 紀北町役場新庁舎改修工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約の金額 | 変更前 5億7,624万円
変更後 5億8,003万8,900円 |
| 4 契約の相手方 | 平野・東建特定建設工事共同企業体
代表者 |

三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原1009番地

株式会社 平野組

代表取締役 平野金人

平成24年11月26日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、新庁舎改修工事において、乗入れボックスカルバート工事等に変更が生じたため、設計変更による請負変更契約の締結にあたり、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためございます。

2ページの資料1をお願いしたいと思います。工事費及び工事概要の主な工種等を変更前と変更後で対比をしてございます。

まず、工事費についてでございますが、請負金額は変更前が5億7,624万円、変更後が5億8,003万8,900円で、379万8,900円の増でございます。工事価格は変更前が5億4,880万円、変更後が5億5,241万8,000円で、361万8,000円の増でございます。消費税につきましては、変更前が2,744万円、変更後が2,762万900円で18万900円の増となってございます。

次に、下の表の工事概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

庁舎建築改修工事の改修工事は、床改修工事として、変更前が3,519m²、変更後は3,424m²で、95m²の減となっております。壁桧板張り工の変更前が437m²、変更後が557.5m²で、120.5m²の増となっております。防水工の変更前は1,405m²で、変更後が1,448.5m²、43.5m²の増となってございます。桧製カウンター工の変更前が27台、変更後は26台で1台の減、屋上フェンス工の変更前が175m、変更後が182mで8mの増、なお、高さにつきましては、屋上面から当初1.3mであったものを1.8mといたしました。次に、壁モルタル塗舗装工の変更前が270m²で、変更後が718.8m²で、448.8m²の増でございます。塗装内部工の変更前が2,200m²、変更後が3,701m²で、1,501m²の増となっております。これにつきましては、校舎の黒板、その他学校備品等の撤去あとにモルタルの補修及び塗装と劣化が目立つ部分の学校内の塗り替えということで、増となってございます。改修工事につきましては、諸経費を含む設計金額で489万3,000円の増となっております。この数字につきましては、次のページの3ページの資料2の下の表の右側の数字と合致をいたします。

次に、耐震補強工事は、耐震補強鉄骨プレス設置工の15箇所に変更はございませんが、プレス設置に伴う工事につきましては、防水塗装工事、鉄筋コンクリート工事等の精査によるもの

で、諸経費を含む設計金額で48万1,000円の増となってございます。

次に、玄関部の工事は、玄関設置工の面積に変更はございませんが、変更前のアルミフロントが3セット、変更後が2セットの1セットの減、諸経費を含む設計金額で228万6,000円の減となっております。これは玄関部分にキャノピーを増築し、自動ドア等を設置する工事で、鉄筋コンクリート工、鉄骨工事、外壁屋根金属工事、左官工事、また、金属建具工事、ガラス工事等の精査によるものでございます。

次に、エレベーター設置工事は、13人乗り1基に変更はございませんが、左官工事、内装工事、外壁防水工事、地業工事等の精査により、諸経費を含む設計金額で31万円の減となっております。

電気設備工事は、主な工種等の変更はございませんが、受変電設備工事、幹線動力設備工事、電灯設備工事等の精査により、諸経費を含む設計金額で76万5,000円の増となっております。

次に、機械設備工事の給排水衛生設備工事では、主な工種に変更はございませんが、屋外給水設備工事、衛生器具設備工事等の精査により、諸経費を含む設計金額で16万2,000円の減となっております。

続きまして、空調換気設備工事は、変更前の換気扇が74台、変更後が64台で、10台の減となっております。これは各室内の換気を精査したことによる減でございまして、諸経費を含む設計金額で23万9,000円の減となっております。

次に外構工事は、変更前の舗装工が7,600m²、変更後が7,420m²で、180m²の減となっております。これにつきましては、隣接する生涯学習施設の改修工事との調整による減でございます。

続きまして、乗入れカルバート工が変更前の延長が12.9mで、流水断面積が2.1m×1.5mの3.15m²でございましたが、変更後の延長が12mで流水断面積が3.5m×1.5mの5.25m²となってございます。これにつきましては、倉の下区への工事説明会の場における要望、また、紀伊長島自治連合会等の要望も勘案し、将来の下倉川の改修等を勘案し、流水断面積を大きくしたことによるものであり、カルバート工増のほか、排水側溝工、雑工事、舗装工等の精査により、諸経費を含む設計金額で52万1,000円の増となってございます。

既設工作物の解体工事につきましては、変更はございません。

次に、3ページの資料2をお願いいたします。この資料につきましては、工事費及び工事概要として設計金額による変更前と変更後の増減を表したものであります、各工事の諸経費を含む設計金額で委託をしてございます。先ほど、資料2でご説明させていただいた金額がこの表の

右の金額となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

平野俸規議長

次に、議案第57号の内容説明を求めます。

堀財政課長。

堀 秀俊財政課長

それでは、議案第57号の内容説明をさせていただきます。追加議案書の4ページをご覧ください。

議案第57号 専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成24年度紀北町一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年11月26日提出

紀北町長 尾上壽一

続きまして、5ページをご覧ください。

専決第5号 専決処分書

平成24年度紀北町の一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年11月16日

紀北町長 尾上壽一

それでは、専決をいたしました予算書の1ページをご覧ください。

平成24年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

平成24年度紀北町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,688万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億5,257万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、予算に関する説明書に基づき歳入から説明させていただきます。

予算書の6ページをご覧ください。第14款 県支出金、第3項 委託金、第1目 総務費委託金は、1,688万5,000円を増額し、4,574万1,000円とするものであります。12月4日公示、16日投票予定の第46回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査にかかる執行委託金の増額によるものであります。

続いて、歳出の説明をさせていただきます。7ページをご覧ください。第2款 総務費、第4項選挙費、第6目 衆議院議員選挙費は、1,676万5,000円を新たに増額するものであります。衆議院議員選挙の執行経費であります。第8目 最高裁判所裁判官国民審査費は、12万円を新たに増額するものであります。最高裁判所裁判官国民審査の執行経費であります。

続きまして、8ページをご覧ください。給与費明細書ですが、1の特別職につきましては、衆議院議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査の選挙執行にかかる投開票管理者や投開票立会人等の報酬191万4,000円を増額し、補正後の総額としましては、1億5,438万3,000円とするものであります。

9ページをご覧ください。2の一般職につきましては、同じく選挙執行にかかる時間外勤務手当431万6,000円及び管理職特別勤務手当66万円、あわせて497万6,000円を増額し、補正後の総額としましては、12億6,404万4,000円とするものであります。

以上で、平成24年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

平野偉規議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

質疑を行います。

議案第55号 紀北町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例について質疑をされる方はありませんか。

松永征也君。

12番 松永征也議員

町はですね、一体化する一番の重要なことはですね、何と言いましても、均衡を図ることだと思います。先日、11月20日の特別委員会で具体的な、総合支所となった場合の配置等についてですね、説明を受けましたが、これはですね、本当にあと1月しかない段階で、これではちょっと遅いと私は思っております。その説明の中でですね、社会福祉協議会等との協議を始めたと聞きました。これはいつごろからですね、行っておられるのかですね、時系列で説明を願い

たいと思います。

それから、もう1点、産業建設室のことなんですけども、現在、紀伊長島総合支所にはですね、産業振興室にはですね、直営班が配置されておりますね。海山総合支所となった場合、こちらへも配属されるのかどうかですね。その辺をご説明願います。

平野惣規議長

中場総務課長。

中場 幹総務課長

まず、最初のご質問のですね、いつごろから社会福祉協議会と協議を始めたかということですが、一番最初に声を掛けさせていただいたのは、今年度に入った、5月、6月ごろだったと思います。そのあと、正式に文書をもって社会福祉協議会ほか、漁協とか、森林組合、農協等の団体へ行かせていただいたのが、9月20日前後です。そのあと、町長とも会っておりまして、それにつきましては、少しお待ちください。10月24日には、町長室で社協の会長及び事務局長、私、副町長も含めて、その後の経過及び更なるお願ひというのを行っております。以上でございます。

平野惣規議長

上村建設課長。

上村康二建設課長

直営班のことでお答えをさせていただきます。現在、直営班につきましては、建設課が管理をしておりまして、たまたま事務所が紀伊長島区にあるということで、長島に配置をしているところでございます。今後、海山総合支所になった場合、こちらに配置するのかということでございますが、今までどおりですね、本所のほうと支所のほうを、両方を持っていただくということになります。以上でございます。

平野惣規議長

松永征也君。

12番 松永征也議員

外郭団体ですね、いくつもあるわけなんですけども、その中でも社会福祉協議会へ行きますと、事務所は大変狭いですね。それから町からも職員を出向しております。それとまた、年間、3,500万円程度の運営費の支援も行っておるということで、一番近い関係にあるとは思っております。町長室で10月24日にお会いしたということなんですけども、町の熱意がですね、示すこ

とが大事だと思うのですね。それで、町長から出向いて行ってね、お願ひとか、そのようなことをすべきではないかと思うんですが、来ていただいたようですがもね、やっぱり熱意を示してほしいと思うのですけど、町長いかがですか。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおりでございます。それで、私のほうからですね、お伺いするということを申し上げましたらですね、会長は小山の方ですので、私から行きますということでお話をいただきました。

平野倅規議長

次に、瀧本 攻君。

5番 瀧本 攻議員

地方自治法の第252条の2の5項、町長はこれをどういうふうに理解されておりますか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

今の瀧本議員の質問の中でね、自治法の252条の2の第5項という指摘がございました。しかし、今日はですね、傍聴人もたくさんおる中で、この質問のやるほうと、それに伴って、答弁していただきてもね、後ろにおる方々が何の質問やって、その252条の2の第5項というのは、どういう内容かと、内容がわからな答弁いただいてもわからんと思うんですよ。これは、開かれた議会の中で、今日は傍聴者もたくさんおります。関心を持っておる中で、執行部のほうからですね、この252条の2の第5項というのは、こういう条例でありますと、法律でありますということだけ、ちょっと説明していただいたらわかりやすいんじゃないかなと思いますので、議長のご配慮をちょっとお願いいたします。

平野倅規議長

そういうふうな答弁をさすようにさせます。

町長、今の議事進行なんですね、ちょっとそのように言ってください。

尾上壽一町長

総務課長から条文も読ませていただきまして、させていただきますので。

平野倅規議長

皆さんがわかりやすいような説明をしてやってください。

中場総務課長。

中場 幹総務課長

それでは、私のほうから、先ほど、ご質問がございました地方自治法252条の2第5項につきまして、朗読をさせていただきます。

平野倅規議長

ちょっとその前にどういうふうな物事かということを先に説明して、それから朗読してください。

中場 幹総務課長

第5項 普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体は、当該計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。というふうに記載がされてございます。

このことにつきましては、地方自治法の普通地方公共団体相互間の協力というところの第1款に協議会という部分がございます。その協議会の設置につきましては、この地方自治法252条の2で謳われております。第5項で謳われておる計画といいますのは、合併時に作成をした新町建設計画のことをしているものというふうに理解をしてございます。以上でございます。

平野倅規議長

瀧本 攻君。

5番 瀧本 攻議員

町長はこの件について、どう思われておるんですか。合併するんだから、前から書いておったわけですから、これは、頭に入っておらなかんですよ。これはどういうことを言っているかわかっているんですかという。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

はい。今こういったですね、新町建設計画、このように作られております。そういった中で、これを執行していくときに十分考えたうえでやっていきなさいよということだと思っておりま

す。

平野偉規議長

瀧本 攻君。

5番 瀧本 攻議員

法的拘束力はありますか。これは。ありませんか、ありますか。

平野偉規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは議会の議決をいただいておりますので、そういった意味では、法的な制約があると思
います。

5番 瀧本 攻議員

答弁になっていないよ。法的拘束力があるか、ないかということですよ。

平野偉規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

新町建設計画は議会の議決を求めて、基づいてやっておりで、この建設計画そのもの
については、そういった法に基づいたですね、議会の議決を得ているということで、法的な拘
束力があるのではないかと考えております。

平野偉規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

町長、今の関連ですけどね、これは法的拘束力はないんですね。これは。これは法的拘束力
はないんですけどね、私もこれを質問したかったんですけど、やはり、町長、この2年約3ヵ月、
やっぱり移転が遅れた理由とね、ご感想と、どういうような思いがあるのか、まずもってお聞
きしたいんですね。

平野偉規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今のですね、新町建設計画については、法的な拘束力はあると思っております。ただ、合併

協定書におきましてもですね、法的な拘束力を有するものではないとも解釈されますけど、それはですね、やっぱり合併協定書はですね、そういう意味からしても、守らなければならぬ約束だと思っております。

15番 川端龍雄議員

私の質問は違うんです。遅れた理由をどう思っているかと。

平野伴規議長

遅れた理由を。尾上町長。

尾上壽一町長

先ほども申し上げましたようにですね、紀北中学校の問題等がございました。そういうことからしますと、5年ということで申し訳ございませんがということで、先ほど、提案理由のところでお話をさせていただきましたように、そういう理由で議会の皆様のご同意もいただきまして、先に紀北中学校の建設をさせていただいたような次第でございます。

平野伴規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

遅れた理由がね、町長の決断にもよるんですね。前の町長が、今の長校の跡地へ併設というんか、そこへ庁舎と紀北中と、それは21年の9月に議決して、町長は22年の3月にそれを変更のまた違う、町長は議決をしましたね。その間、やはり、遅れた理由もあるんですね。やはり、この遅れた理由に先ほどの瀧本議員じゃないけど、拘束力はありませんけど、しかし、これらは事実上、市町村議会における合併議決の前提となるものであり、その内容は市町村において、合併を法的に決定するうえでの重要な判断材料となっていることから、合併町村において、その存立の前提条件である合併協定項目について、特段の理由もなく、もしくは不履行することは許されず、このような場合には、合併市町村の首長に政治的、道義的な責任が発生するものと考えると、こういうことが今の、先ほど言った地方自治法の252条の2第5項に謳われておるんですね。やはり、それにおいて、町長は今まで何らか、この遅れた説明していないわけですね。やはり、責任、自分に責任があるんですから、拘束力がなくても責任があるんですから、首長として、やはり、説明して、その責任の所在を明らかにして、こういうふうな理由で遅れたという、やはり、議会にも町民にも説明は、何ごとにおいても説明はしていないんですね。議論はしていると町長は言うけど、議論はしても、結論、結果は出していないんですね。そのへん

は、町長ね、もう少し鮮明に責任を、また説明をしていただきたいのです。今回の遅れた理由、2年3ヵ月でも、町長の決断において遅れたのも事実です。それにおいては、町長は、どのように思っておるのかお尋ねします。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

特段の理由もなくということではなしにですね、先ほど、申し上げたように、これは紀北中学校の生徒たち、あの当時もですね、私もPTAの方、役員の方ともお話をさせていただいて、ともかく、旧紀北中学校から安心なところへ変わらせてくださいというようなお話をさせていただきました。そういう中で、いろいろなことがありますね、その中で私が9月、それから、町長になりますて、3月定例会でそういう提案をさせていただきました。その過程におきましてはですね、十分に、いろいろと叱りもいただきました。我々の議決したものを守らないのかと、そういったこともいただいてですね、私、その当時、3月、本当に皆さんと大変なご議論をさせていただきながら、もう、あの時が政治生命をかけた、まず1回目、初めてのことだったです。ですから、ものすごく、このことには思い入れもありますし、それを皆さんにどうとお話しをさせていただきまして、3月の議会のときに皆様のご理解をいただいて、今の原案がですね、させていただいた思いです。ですから、私はあの3月時点で辞職も考えたうえで提案をさせていただいております。そういう意味では、覚悟、それからその当時、大変、皆様から議会の議決をどう思っているのか、そういう重い言葉をですね、いただいたのも、いまだに記憶していくだいて、議論といたしましては、十分行わせていただいて、私も説明責任を果たしているものと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

平野倅規議長

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

町長、わかるんですけども、だけどね、遅れた。決意はわかるんです。初めの。遅れてから、5年という約束の期間を遅れてからね、遅れたという、町長の遅れる理由。それを言ったことがあるんですか。議会において。おそらく、私は聞いておりません。やはり、これはね、無理なことは無理なんですよ。多少は。これ22年の6月にそこの用地を購入しているんですからね。実際、おそらく、この5年間以内に建設もして、その事務所のそこを実際、運用することは無理だ

と思いますけど、やはり、この2年3カ月近くも遅れたことに対してね、やはり、もう少し、遅れる前に、こういう理由で、こう遅れたからということも、議会にもやはり、説明してね、私はするべきだったと思います。その点、もう一度、お答えください。

平野倅規議長

尾上町長。

尾上壽一町長

併設案もですね、9月ということでございました。議決されたのがですね、それから、用地購入やそういうものが進んでいくものですから、おそらく、併設案でもなかなか難しい、5年以内ということでは、難しかったのではないかと思っております。そういった意味で、これは先ほども申し上げたようにですね、子どもたちの、まず安全、安心ということで、そのときも私も一生懸命皆さんに説明させていただいたと思っておりますので、こういった遅れたことにつきましてはですね、先ほども申し上げましたように、大変、長島区の皆様、5年ということをね、目標に待っていただいている中で、2年間遅れたのは、大変申し訳ないということで、先ほど、冒頭にもお詫びを申し上げさせていただきましたような次第でございます。

平野倅規議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

8番 玉津 充君。

8番 玉津 充議員

議案第55号 紀北町役場の位置を定める条例の一部を改正する議案について、反対の立場で討論します。

平成17年1月27日付の合併協定書に、新町の事務所の位置について、1.合併当初の新町の事務所の位置は、海山町大字相賀495番地8（現海山町役場）とする。2.合併後5年以内に新庁舎の位置を紀伊長島町内の国道42号沿線で防災面、経済性、利便性、発展性にすぐれた適地に定める。と記載しております。また、新町建設計画では、新町の一体性の速やかな確立と、新町の均衡ある発展に考慮すると記されております。当議会における新庁舎は、平成22年1月28日に尾上町長が前年、奥山前町長の時に議決された、当地に紀北中学校と新庁舎の併設を一転覆し表明されました。その後、3年が経過しようとしております。その間には、平成23年3月11日の東日

本大震災があり、その後、紀北中学校の現在地での改築が行われました。私は、この3.11の津波被害を目の当たりにして、これら一連の計画について、一度、立ち止まり、町民の意見を聞くよう主張をいたしましたが、聞き入れられず、従来の従前の計画通り実行されました。

そして今年、3月議会で新庁舎改修予算が賛成多数で可決され、現在、約7億円の費用を投じた工事の完成が間近に迫っており、当議案が可決されれば、来年、1月4日から業務移転となります。私は、当議案は、改修予算と同時に決議すべきであると主張してきましたが、聞き入れていただけませんでした。今年度に入り、自治会連合会と町長の行政懇談会や町民への行政報告会において、両町の均衡ある発展を目指す施設や、予測される東海、東南海、南海の三連動震災を背景に、本庁舎などの活用方法や、津波被害に備えた庁舎のバックアップオフィス、また、消防署の高台移転などを求める質疑がありましたが、これらは、いまだ計画にも至っておらず、ようやく去る11月20日に現本庁舎などの活用方法についての中間報告が町長から我々議員に知らされたところであり、町長も、また、私たち議員も当然、町民への説明責任が果たされておりません。このような状況で町費が投じられ、時期が迫ったからとはいえ、本日の臨時議会においての賛成はいたしかねます。町民の意思を行政に反映するのが議員の責務であります。反対するのも重い、苦しい決断だと思いますが、勇気を持って、尾上町長の住民目線を正そうではありませんか。以上です。

平野偉規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

平野隆久君。

13番 平野隆久議員

おはようございます。それでは、議案第55号 紀北町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例において、反対している議員の中でも議会人として、道理が理解できる方に訴えたいということで、賛成の立場で討論いたします。

今さら述べるまでもありませんが、この紀北町役場の事務所の位置については、平成17年10月11日に、海山町と紀伊長島町が合併した際、旧町の塩谷町長、奥山町長をはじめ、両町の代表議員8名、民間委員10名での合併協議会で討議、決定され、合併協定書の4-2、合併後、5年以内に新庁舎の位置を紀伊長島町内の国道42号沿線で防災面、経済性、利便性、発展性にすぐれた適地に定める。と明記されております。この中の合併後5年以内に関しては、現時点で7年経っていますが、合併後の4年目に前町長の奥山氏が本庁舎の改修が約束の5年を過ぎてしまうが、

緊急性の高い紀北中学校の建設を優先したいと議会に提案し、それに対し、前任期在籍していた議員により、町長提案を認めることに賛成多数で決議し、その時点で庁舎改修時期が5年を過ぎることに議会の団体意思が決定されています。このことに関しては、その後、なられた議員においても決定された団体意思に従うことは、議会政治の観点から当然であります。

そのため、県から校舎を改修して本庁舎として使うとの約束で、尾鷲高校長島分校跡地を安く購入し、平成23年度の当初予算で本庁舎移転の実施設計予算、平成23年度の当初予算で本庁舎改修予算、先月10月9日の臨時議会で議場の音響設備等の契約、つい先だっての10月25日の臨時議会では、議場備品の契約が議会で賛成多数で承認され、議会の団体意思が決定されています。このように今まで税金を使った予算がつぎ込まれ、一般財源の持ち出しは少ないものの、合併特例債で7億円もかけて本庁舎として改修しており、その本庁舎がこの12月に完成予定であります。これらの議会の団体意思に従いながら、この時点で住所の位置の変更議案のみ反対するということは、議会人として説明責任が伴いません。

また、今になって、県との約束を反故にするようなことや、費用をかけて改修された庁舎を空き状態にするようなこととなれば、由々しき問題であり、税金の無駄遣いであると町民から批判の声があがる可能性が大いにあります。

この経緯の中で、昨年の3月11日に起こった東日本大震災により、今回の庁舎予定地の防災面に関して危惧されている町民の方々がいることは理解できます。この議案に反対されている議員の方の中には、その町民の方々の声を聞き、合併協定は守るべきだが、その新庁舎の位置の防災面に不安があるので庁舎移転に反対と言われている方もみえます。ただ、反対している議員の方からは、以前から発言ができる機会があったにも関わらず、ならばどうすべきかの代替え案が示されていません。本来、反対するならば、あの場所は防災面が心配なので別のどこのどこの場所に、財源はこの予算を充てて、いつまでにすべきであるといった具体的な代替え案を示すのが本来であると考えます。代替え案も示してこず、合併協定は守るが、住所の位置の変更に対してのみ反対であるという姿勢は、この紀北町をより良くしていくこうとしている議員として正しい行動とは理解できません。もちろん私も危惧される防災面に関しては、現時点できること、例えば、バックアップオフィスの完備や住民データの管理等の対策を万全とし、今後も変化するであろう防災面を逐次強化していくことが重要であると考えていますが、まず、合併の際、決めた約束を守ることが大前提であります。

また、両区の融和のあるまちづくりの具体策がこの時点で、町長から明確に示されていない

といって反対されている議員の方もみえますが、これに関しては、以前から町長は、今後の紀北町の融和あるまちづくりの方向性を示す中で、この条例案が可決されれば、一気に具体策を提案し実現ができると述べております。また、我々議員も、現在、組織されている庁舎建設等調査特別委員会において、両区の行政空き施設の活用を最大限に生かし、海山区、紀伊長島区の福祉、教育、文化、物産振興を含めた経済等のエリア的な構想を持った意見を出し、活発に議論し、早く推し進めることが重要であったのに、公共施設の利活用に関する事項での具体案が、いまだまとまっていない状況も反省すべき点であります。これらこそが今の紀北町にとって、最も優先順位の高い懸案事項であります。そのためにも、本日、この位置条例を可決し、決めるることは決めて、今の時点で明確化されていない融和のあるまちづくりを議会と行政が一体となって早急に進めることが重要であります。

しかし、この議案が否決されるようなことがあれば、今後の紀北町のまちづくりに弊害が生じる状況となり、両区の一体化を阻害する要因が増幅し、融和のとれたまちづくりの構築が遅れ、両区の軋轢のみが残る状況が危惧されます。各議員に置かれては、それぞれの立場も多々あるとは思いますが、今の紀北町にとって、この議案にどういう判断を下すのが最良なのかを考えいただき、どうかこの議案第55号 紀北町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例に賛成していただき、融和のある住みやすいまちづくりをめざす、紀北町の議員として、決めることは決め、皆で協力し合い紀北町の発展あるまちづくりに努めていただけることを願っております。

以上で賛成の立場での討論を終了します。

平野倅規議長

原案に反対討論される方はありませんか。

松永征也君。

12番 松永征也議員

議案第55号 紀北町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。両町が平成17年10月11日に對等合併をいたしております。その基本理念は、早期の一体化とともに均衡ある発展を図ろうとするものであります。今回の条例改正は、その合併協定に基づくものであります。併せて、庁舎移転については、十分認識しているところであります。しかし、町民が理解し、納得し、円満に移転することのできるような丁寧な環境整備が必要であることは言うまでもありません。しかしながら、それは十分であったかどうか、疑問

を持ちます。

さて、本町の現状ですが、外郭団体である町商工会、町社会福祉協議会、町地域包括支援センター、それに町観光協会などの本庁における公的機関の本所はすべてが紀伊長島区にあります。このような状況ですので、役場本庁舎が移転をすれば、公的機関の本所が、すべてが紀伊長島区となり、海山区はすべてが支所ということになってしまいます。これでは、均衡を図っていこうとする合併理念に反するものでありますし、決して良い町にはなり得ないと思われます。これでは、町の一体化は遠のくとともに、まちづくりはおろか、町内混乱を招きかねないものと考えます。議会では早くから均衡を図るべく外郭団体への打診をしてはどうかという声があがっておりましたが、ようやく執行部は社会福祉協議会等との協議を始めたところですが、その結論はまだまだ先であると思います。庁舎の移転後も協議を続けていくことですが、結論も出て、もっともつとすっきりした形で両町の均衡がある程度図られたうえで、庁舎移転を望むものであります。

したがいまして、現状での移転には反対するものであります。

平野偉規議長

原案に賛成討論される方はありませんか。

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

私は、議案第55号 紀北町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例に賛成するものでございます。賛成の立場からですね、いろいろ意見を持っている議員の方々にご賛同をいただいて、そして、この条例がですね、気持ちよく認められて庁舎移転ができるようにと思う気持ちで、私は、私の考え、また町長に対する考え方、また議員の皆さんに訴えることをちょっと主張させていただきたいと思います。

まず、この皆さんに考えていただきたいのは、この合併、我々議員になったときにですね、我々は合併1年後の紀北町議会議員に立候補させていただきました。私が立候補した時点の皆さんと、そのあとの方々は、この合併を認めたうえでの合併1年後の町議会議員に立候補させていただいたわけです。要は、その時に今反対を唱える議員の皆さんに考えていただきたいのは、そのときに、それだったらなぜ、この合併には反対だという、その当時の選挙を振り返っていただきたい。そのときにその反対を公約にした議員はいただろうか。そこをしっかりと考えていただきたい。私は合併をしたときから、この議員に立候補したときから、この5年後にというこ

とを私は信じておりました。また、これは民間、学識経験者も入れた合併協議会という方々の結果でございます。また、その当時、議員になっている方々、今ですね、当時の議員も現職でおられます。その方々も議会においては、議会の合併特別委員会等との中のいろんな意見の集約の中で、私は合併ができたんじゃないかなと思っております。

また、1つ、今回、大きく進んだのは、私は、はっきり言って、この合併の5年以内というのは、やはり、奥山前町長の責任のあるべき中でやるべき事案だったと思います。今回、尾上町長になられて、本当に私は、良き決断をしていただいた。その中で、この説明書の中にもあるようにですね、本来は長島区選出の町長が決断する、早くやるべきであった事案でございます。それが海山区の町長になられて、初めて庁舎移転が進んだ。その中で、ここにも、海山区に対する、尾上町長の本当に思いの中で、苦しい決断をなされたこともうかがわれます。その中でですね、本来は、あの庁舎もですね、紀北中改築も今度はきちんとやられました。そして、庁舎も1棟は中学校の併設ということも、前奥山町長は言ったけど、それでは駄目だということの中で、紀北中学校の改築も皆さんのご賛同のうえでこれも実行いたしましたね。これも大変、本当に尾上町長の重要な決断でなかったかと思います。

その中で町長にだけは、1つ私は苦言を申したいのは、やはり、町長として、そういう評価もあります。しかし、あなたも議員選出の町長でございます。やはり、反対する議員の方々にはですね、やはり、それなりの、やはり、あなたは紀北町のトップでございます。やはり、思いも聞き、やはり、くどきも聞き、その中でやはり話も乗ってするのも、町長としての、汗をかくのも1つの仕事かと思いますので、その点は、議会議員に対してのご配慮も私は必要かと思いますので、よろしく、これからそれを肝に銘じていただきたいと思います。

そして、もう1つは、私はどうしてもですね、この今、いろいろな意見、反対意見を持っている方々もありますけど、やはり、今、小異を捨てて大同に向かって、今、一番大事な紀北町の庁舎移転というのは大きな節目であります。

今まで5年というのは、今、2年3ヵ月超過したと言っているけど、私もこの件に関しては、議案に対しては一切、私は言わなかった。しかし、今、こういう議論になれば、私たち議員も責任があるんじゃないかなと思うところもある。しかし、さっき言ったように、私たちはとにかく皆さん議員として考えていただきたいのは、我々は選挙のときに何と言いますか。開かれた議会、町民の声を議会にと、町民にわかりやすい議会にする、町民の意見を議会に反映するという大きな公約のもとで、我々は選挙で選ばれてきたんです。その合併協議会という決定をで

すね、今、我々はここで覆すということは、民意に対して、議員のエゴの考えでですね、否定するんだということになる。私はこれは絶対にしてはならんと思っております。だから、議員の初心に戻って、やはり、前回決めた前議員の方々、その人たちもやはり、新人議員に対していろいろな指導をするなり、いろんな考えのもとでですね、この庁舎移転が本当に気持ちよく私はしていただきたい。私はこの移転に対してはですね、皆さんのが本当に全員賛成のもとでの、私は移転を望むんです。だから、合併した意味がない。長島区に関しても2年3ヵ月、これは何も、黙っておったはずです。声はあがらなかった。そこも海山の議員さんも考えていただきたい。

そして、私は必ず移転をしたら、必ずまたいろんな小さな、大きな問題が起ります。そのときは、私たちも庁舎に関しての意見を言える立場になると思っております。まず第一に、移転は、やはり、全員で私はやっていただきたい。これが紀北町民の、海山区、紀伊長島区の町民の皆さんに、またその中で選ばれた議員として、選挙で選ばれた議員としての私は責務だと思っております。皆さん、今、ここでですね、皆さん議員としての、やはり、町民の皆さん方に選ばれた議員としての初心に戻って、そして、私は全員、皆さんのが賛同を得たいという思いで賛成討論をさせていただきました。よろしくご賛同をお願いいたします。

平野偉規議長

原案に反対討論される方はありませんか。

奥村武生君。

9番 奥村武生議員

議案第55号 紀北町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をいたします。

まず、海山区民としてですね、合併協定書に書かれていないことについては、海山の区民、住民は承知をしておりません。それから、現状について、県へ問い合わせたところですね、県は一部役場にも問い合わせ、なおかつ、内閣府にも問い合わせてくださりですね、その結果、合併協定書を尊重しつつ、今、どうすればいいかを住民、行政、そして議会が決めていくのが一番ええということでありました。海山の住民の意思ですね、まったく反映されていない今回の尾上町長が進めている問題であるというふうに認識しております。

それから、次にですね、先回の20日の特別委員会でも申し上げましたけれどもですね、あまりにも、踏み込んで言えば、長島における、例えば、産業振興建設ですか、5人しかおらない。

かつての支所長よりもですね、奥村議員、5人で何ができますかと、随分言われた経緯があります。それも変わっていないと。

それから、最後にですね、津波のちょうど、21年の9月に第2校舎を庁舎にするということで議決をいたしました。そこで、このままいくのかなと思っていたらですね、まったく変えてですね、紀北中学を海拔2.5mのところへ移転するんだ、そして、第2校舎をぶち壊してですね、第1校舎へ庁舎を持っていくと、そういう3月の議会の途中にですね、三陸沖のアスペリティの破壊によるプレートが三連動地震ですね、あれは。破壊をした。そのことでですね、多くの、例えば、それを受け去年の9月28日に中央防災会議が発表しているんですよ。どうあるべきかということを。教訓とせえと言っているわけですよ。3.11を。何1つ教訓としているじゃないですか。今回の一連の、尾上町長になってからの庁舎及び中学校の問題については。それで今年の3月の28日ですか、また、そのあと最終的な報告がなされたと。中央防災会議、私も行きましたけれども、再度、最高責任者の方ともお話を電話でいたしましたけれども、回答もいただいております。その中身というのはですね、一連の、書物の中に出ておりまし、言葉で一言で言えば、県へさらに詳しい潮位高については県のほうに聞いてくださいと。県のほうを尊重してくださいということでした。細かいところについてはね。そして、三重県が全国に先駆けてですね、津波浸水図を出した。その中でも長校跡についてはですね、4mから8mでしょう。さらにその出した跡地を、防災会議が発表した中ではですね、南海トラフ沿いの明応の地震及び津波と、それから慶長の地震の津波を起こした南海トラフと太平洋プレートの側のところの付加体の部分がまだ入っていないと。これが入ればさらに大きな津波になると。さらにそのあと紀伊半島全域が震源域に含まれたと。激しい揺れとですね、大津波に見舞われるだろうということは、もうカウントダウンが始まっているというふうに言っているんですよ。にも関わらず、津波の来るようなところへですね、庁舎を持っていくということについてはですね、どういう今までの取り決めがあろうとですね、住民の命と健康を守る責務を持つ地方公共団体でありですね、その一翼を担う議会がですね、議会議員としてですね、津波の来るようなところへ、明らかに来ると言っておるんですよ。前提で話をしているんですよ。三連動地震だということは。先般の12月4日の三重県が主催した防災会議の中でも名古屋大学の福和先生がですね、激しい県に対する質問をしておりました。何回も県へ行ってそのテープを見ましたけれども、すでにもう宝永の地震の三連動が来るだろうということを前提のもとに防災対策をやってくれというふうに、もう話をしているわけですよ。私は、もう明らかに文部科学省の地震対策推進本部

が出した2030年3月頃のピークに達するということを鑑みても、このような明らかに来た場合に、水没するようなところへですね、庁舎を持っていくということについてはですね、明らかに反対をしなければならないという立場で討論を行いました。

代替え措置についても言われましたんですけども、代替え措置については、長島区と海山区の真ん中へ建てればいいんじゃないですか。津波の心配のないところへ。私はそう思いますよ。

以上で、私の反対討論を終わります。

平野偉規議長

原案に賛成討論される方はありませんか。

東 篤布君。

10番 東 篤布議員

10番 東 篤布、今回の議案第55号 庁舎位置を定める条例の一部を改正する、この条例につきましてですね、賛成の討論をさせていただきます。まず前もって、この議案に反対をされおられる議員の方々の気持ちも十分理解しておるつもりでございます。なおかつ、この7年にわたって本庁舎移転、待ちに待った、待ってくださった町民の皆様の気持ちもよくわかる。そして、なおかつ、今の長島の支所のようにね、ここが空になるようなことにならどうするんだという、海山の皆様の気持ちもよくわかる。そこで、わかりやすく簡単にですね、ご理解いただきくためにお話ししてみたい。

まず、僕は、平成15年11月、選挙に出させていただきまして、私はなぜ議員になりたかったのか、その目的は私は、自分たちの町にあるところの低い学校、まず西小学校も低い、東も低い、紀北中学校も低い、だから、将来の統廃合を考えて、必ずこの4年、5年のうちに建て替えの問題が出てくるであろうから、是非、やりたいな。それは、その当時から、もう三重県が三重大学生物資源学科に依頼をかけまして、東海地震、東南海、南海と大きくて30m来るんですよという説明がありました。三重県独自で他の大学に頼らずにシミュレーションはもうすでに十何年前から出ております。ですが、今回、残念なことに、3.11東北で、あのように起こってしまった。私も3月24日に行きました。小さなお子さんを並べておられる、その顔をね、お母さんがなめてね、掃除しておられる。見ておられん。そのような状態でした。私は、今回、本当にこの十何年議員をさせていただいておりながら、いろいろ失敗もいたしましたけれども、もっとも悔いが残ったのは、今回の紀北中学校の建て替えはよかったですよ、町長ね、国土交通省は無償で5mでも、10mでも上げましょうと、こうおっしゃってくれたのに、なぜ、半年な

り1年待てなかつたのかなと。

5つの話をします。まず、この合併が始まりました。うちの当時の奥山町長は自立論でした。私が議員提案を出させていただきまして、多くの議員さんに賛同をいただいて、そして、合併協議会が始まった。尾鷲市、海山町、長島、喧々諤々いろんな意見が出ましたけれども、2町でおさまった。さあ、これから協議会がスタートだというときに、長島の季の座でそのときの両町の町長と議員さん全員で集まって、そのときの海山の議長さんは確か、川端先生ではなかつたかなと、こう覚えておるんですが、まず、この協議会は互譲の精神をもってスタートしよう。互いの言いたいことのみを述べておったのでは、なかなかまとまる話もまとまらんでしょう。さすがは議長さん、いいことをおっしゃるなど。あとで互譲の精神を辞書で引っ張ってみたんですがね、互いに譲り合いながら進めていこう、こういうことだった。

そして、めでたく17年、合併になったわけですけれども、それまでに問題があった。いわゆる庁舎をどこに持ってくるんだという話。僕はもう建てなくともいいじゃないですかと、海山にもある、長島にもある、耐震補強もしているんだからいらないじゃないですかと。どうしても建てるというならば、海山にも長島にも近いところはどうでしょうという提案でした。後ろに前議員さんも来ておられますが、私は、道瀬、高台である。海山からも近いんです。レクリエーションの道路を通ってきましたら近いんです。でも、両区から出てきたのが、いろんな案件が出てきた。最後に残ったのは、海山は三船中学校でした。長島は三浦の海岸でしたね。三浦の海岸なんて、例えば、この前、千葉であったでしょう。地震があったら液状化現象を起こす。そういう問題もあった。海山に関しては、強引でしたよ、三船中学校。よろしいんですかと、その当時の教育長にお尋ねしたんです。海山はこの統廃合をもう決定しておるんですかと。いや、海山町は統廃合を前提としておりますと、だから、三船中学校でいいんだと。三船中学校か三浦かで2つに分かれた。

そこで16年9月の災害があった。皆様ご存じの大災害があった。その時に三船中学校がガーッと流された。そこで、海山側から出てきた提案は、これを白紙にしましようと。そんなことないじゃないですか。どちらかでやって、こちらが駄目なら、こちら、それならわかる。両方をやぶって白紙にしようと、こういう話し合いが来たわけです。じゃあ、どうするんだと。5年間、海山に本庁をくださいと。5年後には長島に差し上げます。その根拠はなんですかと言ったら、その時には、長島高校はなくなるであろうとおっしゃった方がいた。名前は控えます。そのときにそんなことを言えるような議員は長島には1人もおらんかった。あなたはいかに立派な大学

を出ておられるか知りませんがね、長島高校は僕らの母校なんです。母校を残すためにがんばっておるんです。そんないい加減なことでですね、私たちは、その5年間を認めるわけにはいかない。そこで出てきたのが、安全で利便性があって、そのような言葉であったわけです。それはいいです。そういうことであって、5年間と決まった。それからですよ、この学校を耐震補強をするよというんです。必要ないじゃないですかと僕はおっしゃった。長島の支所も直す必要ない。どつちみち建てるんだったら、こんなに金かけたったらどうするんですかと。僕は一遍議会にも出したんですよ。もう庁舎を建てるのはやめませんかと。建物といえば、こっちのほうが大きいんや、海山のほう。そこで分庁方式を僕は提案させていただきました。記憶のある議員さんは何人もおられると思いますよ。いわゆる両区の均衡を保つためには、いったん、この建物、両方を使ったうえで、分庁して、どうしても古くなったら建てればいいじゃないですか。それまでの長校跡地は中学校と小学校で使えばいいじゃないですか。そういう話でした。それでも、私の意見は通りませんでしたね。でも仕方がない。これが議会制民主主義というものであるということを理解しております。いくら自分の言いたいことがあっても、皆さんの合意は、住民の皆さんの合意だと、こう判断しております。だから、私も納得できないことはたくさんあります。けれども、皆さんの合意、いわゆる議会の議決は住民の皆さんの合意なんだという思いのもとで、今、こうして立っておるわけでございます。そういったわけで、先ほど、ちょっと1年遅れたということを町長におっしゃってましたけれども、町長は遅れないように努力した。紀北中学校の仮校舎にこれを使うんだと、これを使わないと本庁舎が遅れるんだと。でも、どちらが強度があるんですか、安全なんですかといったら、こちらですと、こうおっしゃるから、それなら町長、1年遅れても、子どもを安全なところに入れませんかと言ったら、町長は、それを議員認めてくれるんやつたらと、全員一致でそれで賛成したじゃないですか。それで遅れたことを、町長を責めたらあかん。ね、町長。僕はそう思います。本当に、今後の新しい紀北町のためにもですね、ここは町民の合意を得て、大多数の賛成のもとでね、この議案に賛成していただきたい。そして、両区の、もうこれからは2つじゃないんです。尾鷲も熊野も一緒に考えていかなければ何もできないんです。どうか協力してください。ありがとうございます。

平野偉規議長

原案に反対討論される方はありませんか。

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

議案第55号において、不本意ではありますが、今までこのような判断材料に、様々な場において、町長にも全員協議会の開催を依頼しましたが、全員協議会が開かれず、また、このような場で反対討論をすることは、非常に残念ではございますが、やはり、この紀北町全体の今後の在り方を、やはり、町長は示していただきたいと。合併協定を1つもやぶるつもりはありません。もう5年の期限は、この移転の期限は守られておりません。それによって、この1月4日で5年というならば、これは私は賛成いたします。やはり、皆さんもご承知のように、合併協定において中に入っていた者の1人でございます。

今回、町長は、突然、10月26日でしたが、来年1月4日に庁舎を移転したいと、できれば町民の皆様にも、議員の皆様にも早く示したいと、議長室で議長に呼ばれて相談して、できたら11月2日に議会運営委員会でも開けないかということでありましたが、10月29日から議員は管外視察の予定が入っており、議員の視察の間に議運の皆様に通知を出すことは、少し失礼にあたるということで、議長とも相談し、11月8日に議会運営委員会を開くということで合意しました。その間、議長とも相談し、その議会運営委員会から、この本日の26日までに全員協議会も開かなければ、議員の皆様がいきなり即決ということが難しいということを議長から町長に申してください、町長もいろいろな日程の都合で大変苦慮しておりましたが、この11月14日か15日は、なんとかいけるだろうということで、私も農業委員会の視察がありましたが、やはり、全員協議会、この庁舎移転が大事ということで欠席するから、そうしたら、そうしていただきたいということで決まりました。農業委員会のほうは欠席通知を出し、その間、いつの間にか、この全員協議会が庁舎建設等調査特別委員会になり、その間、我々海山区議員の有志で海山区住民代表の区長さん22区の区長さんが、全員出席し、代理の方もおりました。それでこの庁舎移転後の今後の海山区はどのような方向へ行くのか、また、バックアップオフィスを海山区へ建設していただくのか、また、消防の支所、この問題も高台へ移転できないものかと、そういうような問題、また、この紀北町議會議員の定数問題、それから銚子川流域の魅力アップ、そのような問題を提起され、我々はそれにおいて答える場面があまりにも乏しかったのです。ということは、町長は、その方向を一向に示さず、この14日の全員協議会の中で、また11月20日の特別委員会において、そのあとでまた全員協議会が開かれたにも関わらず、町長は、その方向性を示そうとせず、一貫して、今後の方針、総合支所、またこれから支所になる、いろいろな跡地の問題にも具体的な答弁がありませんでした。その上で議論はたくさんしておると町長はお

っしゃいますが、議論は確かにしました。だけど、結論は出しておりません。やはり、この紀北町のトップの首長である限りは、我々に方向性を、町民の皆様に方向性を示し、そのような結果で、私は移転の問題をしていただきたかった。私は、今回は、移転には反対はしておりません。拙速ということで、私は、今回、この場に立たせていただいております。やはり、町長は、町長就任、また、それ以前に町民の目線ということをたびたびおっしゃっておりましたが、今はまったく目線が狂っております。どうしてこの両区の住民の、まして地区住民の代表という区長さんのやはり願い、要望、我々は自分の考えで主張するのではなく、やはり、住民代表の方の代弁者として、やはり、行政に訴え理解をしていただくようにするのが我々の当然な義務であり、責務であると、私はそのように思います。その間にして、我々複数の議員と悩みました。何とか、この方向で良い方向で移転できないかと、賛成できないかと。特別委員会においても、私はもう少し町長に説明してくれと言いましたが、委員長の決断、私は委員長は責められんと思います。これはその間で議題内でそういうことで、委員長も止める権利がありますし、できれば、もう少し気持ちを大きく持って、その他といふんか、いろんな面でお聞きいただければありがたいと、その中で、長島の議員さんでも、そういうようなことで、そうしたつていただければと、できれば、全会一致で移転のほうにしていただくというような訴えもしました。私はそれに特に感銘を覚えました。今回も賛成討論でもそのように言っておりましたが、やはり、あの場でもその判断材料が乏しい、何とか賛成したいという思いがある中のこの思いを、やはり、皆さんも汲んでいただき、もう少し町長に説明するような、やはり、賛成議員があれば、私たちこの場に立たなくともよかったですかもわかりません。その点は、私は非常に残念だと思います。やはり、我々海山区だけではなしに、両区の思いを町長は十分聞き入れて、できないことはできない、それは結構です。今後できるようにするのは結構ですけど、いつまで経っても検討、検討、先ほどの、所信表明、説明でも言いましたけれど、町長は今後、施策や事業の優先順位を十分に検討すると、そのように今もって、もう3年、町長は経ちましたが、まだ検討、いつまで経っても検討、検討で、やはり、もう少し紀北町のトップとして明快な、こんな大事な場面ではせめて皆さんにわかるような説明をしていただきたいと、いつまで経っても検討、いや、何かやっておると言っていますけど、やはり、我々議員にも、町民に対してでも、何をやっておるかと、何をしようとするのかと、どの方向へ町を進めようとするのかということは、一向にいまだかつてわかりません。銚子川流域に対しても副町長を筆頭に、リーダーとしてやっておりますけど、いまだかつて議会に対しても報告はありません。そのようなこ

とがやはり、両区、とりわけ海山区の住民に、移転後は心配でなりません。移転後、移転したらうまいこといくというようなことをいいますけど、やはり、今までの経過、今後のことを思うと、やはり、その担保が1つもありませんから、そのようなことをもう少し町長は説明して、理解を得てから、移転をしていても、私は遅くないと思います。今後、どうなるかわかりませんが、やはり、何といっても、もう7年を超えておりますから、何とかしても、両区の融和を大切にしていきたいと、私はその思いで皆さんに、やはり、議員の皆様にもやはり、いろんな話は本来なら全会一致、そのような方向でいけるように努力していただくのが本意であります、今回、町長の提案したのも本当に移転に関して、力強い熱意をもって進めようかという感じは、1つも私には伝わってきません。その点は非常に残念であります。私は他の人にも反対せよとそういうことは一切言いません。自分の今回のこのような苦しい、まさに苦渋の選択をしなければならないという追い込まれた気持ちが、私は無念でなりませんが、やはり、両区の今後の方針を考えれば、こういうことも町長にわかっていただき、今後、もしも気が付くことがあれば、改めていただきたいと思います。以上で討論を終わります。

平野偉規議長

原案に賛成討論される方はありませんか。

北村博司君。

18番 北村博司議員

実は、私は、今日は討論に参加するつもりはいたしておりませんでした。できるだけ、皆さん、賛成にしても、反対にしても、筋の通った議論をお聞かせいただこうとしておりました。ところが、私は今立たざるを得なくなったのは、実はこんな驚いたことはございません。何人かの反対討論の中に呆れて、今日は特にたくさんの傍聴の方がいらっしゃいますから、まあ人間とはこんなにその場その場で適当なことを、失礼ですがね、言えるのかと思いました。

まず1つ目は、町民の声を聞いていない。この合併協定に長島高校跡地ということは書かれていないから誰も知らない。こんな真っ赤な嘘はございません。よろしいでしょうか。私ども旧、私、長島、海山という旧町を舞台にしたくはないんですが、そういう色分けをされますから、あえて申し上げますが、旧長島町は、奥山町長は町の方針として合併しない、自立でした。自立方針でした。それで、住民投票を実施すると、条例案が出てきたんです。それで投票の条例案が町長側から提案されまして、当時、議会、私ども紀伊長島町議会のほうの総務財政常任委員会は継続審査にしました。その後にですね、実は、海山町議会を代表される7人の方、議長

さん、常任委員長さん、いらっしゃってですね、同数で話し合いたいということでした。これは長抜きです。私どもの町の方針、町長側の方針は合併しない、自立でいくということでございました。ところが、議会同士で話し合いたいと来られた7人の方が来られたお申し出は、いわゆるラブコールです、海山議会としては、紀伊長島町とだけ合併したいと、話に乗ってくれということでした。私どもは特別委員会をつくって、奥山町長の方針と、ある意味は対立したんです。よろしいですか。合併しましようと言ってこられたのは海山町議会ですよ。この中にいらっしゃいます。私は名指しはしませんが、いらっしゃいます。そのことをお忘れになつているという気がしますね、話を聞いておると。一方的に言って来られたんですよ。それで、私どもは町長の提案の住民投票条例の審査にあたつていろいろ修正いたしました。それで今でいうパブリックコメントですね。どんな形で投票するのか、つまり町長が求める合併しない、自立論と議会側の特別委員会、いろいろ議論がありましたよ、自立ていこうじゃないか、少なくとも両方の説明を申し上げて、住民投票までに、17回やりました。その時の議会側の責任者は今、議長席に着いておられる平野さんが議長、私が特別委員会の委員長、それで町側は奥山町長、討論する形でやりました。ずっと続いている間にくまなくやりましたから、その間に法定協、じやなしに任意協、尾鷲市を含めた1市2町の協議会が始まっておりまして、その経過報告も兼ねてずっとやったんです。それで最終的には、今の庁舎をどうするかということも位置についても説明させていただきました、住民に。大変なお叱りをいただきました。あなた方は、議員は、当時の紀伊長島町議会は海山町さんに乗せられておるんじゃないかと。5年後に移転するという保障はどこにあると。私どもの町民は皆さん知っていましたから、3分の2の特別多数議決、本日のこの議題ですね。どこに担保があるんだと。その部分を説明いたします。

私は、当時の合併協議会の中の小委員会、あるいは非公開の部分でいろいろ資料、現物を持っています。よろしいですか。最初に、海山から提案された海山案というのは、新町の新庁舎位置については、5年以内をめどに紀伊長島地内に置く、それまでの間、海山町に本庁を置く、期限内において、海山町の第一候補地に匹敵する場所が見つからない場合は、その段階で執行部と議会と相談するというのが、最初のご提案でしたんですよ。つまり、今、議論になつてゐる長島高校跡地が駄目なときは、ご破算という考え方で、やり直しという話でしたんですよ。長島高校跡地に固執したのは、海山町です。はっきり申し上げておきます。ご提案も、実は、先ほどちょっと前者が賛成討論の中で言われましたけれども、その当時の紀伊長島町の議員の中には長島高校のO Bは7割近くいたんです。いきなり出してきた。長島高校を。いや、これは

当時150人いました。私はそうやって申し上げました。協議会の席で。150人の生徒がおって、中学校に志望者がいて、そんなところをできるわけがないといったら、そのときの海山町長であり、法定協の会長さんがこう言ったんですよ。そのまま言葉を言います。あんなあほな高校は、はよ廃校にしたらええやないかと。前者が言われたように、私は激怒したんです。私も、私の息子も卒業生や、あんた無礼やないか。無礼かなんかしらんけど、あほは事実やと、こう言ったんですよ。私は退席しました。書類をぶつけて。なんですか。その前の前者が提案された、言っておられた三浦の発電所の跡地、跡地じゃない、ありますけども、あそこの広場や住宅跡ですね。あそこに私どものほうは、第一候補地にあげた。そのときに海山側の反対論は、津波に危険やと言ったんです。あそこは確かに水面からそんなに高くない。津波に危険だからといって、じゃあ嵩上げしようと、確か10mくらい嵩上げ計画を出したら、金がかかりすぎる。三船中学に比べて倍事業費がかかる。8ヵ月止まったんですよ、審議が、綱引きで。それで出てきて、海山側から出たのが長島高校の跡地ですよ。今、津波のリスクがあるというの、言われたくないですね。三浦の発電所の跡地に比べて、あそこなら安全、防災面、発展性、そういうもの、言葉全部並べたのは海山町側なんですよ。私は聞いていないというのは、私はとんでもない。よろしいですか。もうあんまりそう昔話をしても始まりませんので、ここに私は最終的に決着した新庁舎候補地に関する小委員会の会議録をここに持っております。この中に現在、この議席に座っておられる議員が1、2、3、4、5人、で、課長、あるいはその後、議員になられた方、4人いらっしゃいます。つまり9人、この議場内に証人がおります。傍聴席にもいらっしゃいます。重要な役割をされた方。10人の証人の前でよくまあというのが実感です。いろいろこれ全部読んでもいいのですが、時間がかかりますので控えますが、一生懸命取り組まれた方、今はもう議員を辞めておられますが、その方が断腸の思いという言葉を使われながら、約束を守らなんだら、連判状、判を押すとまで言われたんです。当時の塩谷町長さん、そのほか8人の方々が、海山の法定協のメンバーが。それについて、断腸の思いで最初の5年間を海山区の庁舎にして、5年経ったら、引っ越ししますよというお約束を出されたのは海山側なんですよ。それについて、公式の席上できちんと説明してくれと言われた議員さんがいらっしゃる。そのときに、塩谷会長がこういうふうにお答えになっているんですね。前後省ますが、長いですから。町民や報道機関、あらゆる皆さん前でこうやって決めたと。5年以内の中で、これを違った形で、要するに次、海山町の役場から5年以内に紀伊長島町の位置に定めるということをたがえるということは、とても申し開きできないことでございますし、そして、まさに海山町が

嘘をついたという形になりますので、それは絶対ありえないということだけ申し上げておきたいと思います。私はそこまで、仮に嘘についてまでも合併してもいい町にはなり得ないと思います。やはり、合併は、合併そのものが目的ではなく、合併して、そして、その2町の町民がこぞって努力をしてですよ、お互いに努力をして、仲良く努力をして、そして、新しい町が出来上がるわけですと。合併すればすべてがうまくいくことにはならない。まして、こうやってお約束したことをたがえるようなことになったら、これはもう悲劇だ。とても1つの町として存在することはできないだろう。この約束をたがえるんだったら、新しい町はもう存在し得ない。場合によっては、解消ということに、こういうことを言っておられるんですよ。絶対にやぶらない。まあ、聞いてください。討論ですから。私はそのときに、私はどんな立場にいたとしても、その時の町長であって、会長であったということを申し上げたわけでございます。ということで、絶対ありませんからご安心くださいといって、先ほど、反対討論された方が同じ趣旨のことを述べております。議事録に残っているんです。私は、議会人というのは、議会人である前に人であるわけです。人が人であるということは、何でしょうか。約束を守るということが筆頭だろうと思います。それはお互いの信頼関係、信義です。誠にそういう討論が出たということは、大変残念なことです。本当に残念です。私もこういう反論をしなければならないということ自体が残念です。

それと申し上げておきますけれども、海山、ここが支所になったときに人がどうの、業務がどうのと、この合併して7年間に、それを懸念して申し上げたのは、私1人です。どなたが他に言われましたか。紀伊長島支所の状況、実は100人を超える総合支所の配置のはずだったのが、20人台でしょうかね。30人くらいかな。これじゃあ、まるっきり出張所じゃないかと、合併協定に反しているじゃないかと。それで私、その時に申し上げたのは、事態がこんな事態だから、長島の住民はね、7年間我慢してきたんですけども、移転したら海山の方たちが大変困るんですよ。皆さんおっしゃるべきじゃないですかと。私が誘い水をかけたけども、どなたも発言しなかった。今頃になって出るとは思いませんでした。移転後の懸念をしてきたのは、私は言葉にして申し上げましたけれども、他に聞きませんでしたね。災害時の指揮の問題についても、しかるべき指揮権を持った人を配置すべきだということも、私は申し上げてきました。

一方でですよ、庁舎の設計やなんかで、いろいろ注文を付けられた方がいらっしゃる。ここをこう、その結果は、今回、設計変更で追加が出てくるわけです。それで反対ですか。そう発言された方たちは予算を膨らました当人ですよ。それが反対の討論をするって、私、ビックリ

しました。議会と町民は信じ合わなければ、議会というのはもう必要ありません。パブリックコメント、つまり、町民の意見を聞くことを私どもはやってきました。住民投票もした、説明会17回した、しなかったのはどこの町なんですか。町民の意見を聞かなかったのは誰なんですか。その責任者がまだこの議席にいるじゃないですか。天に唾を吐く行為ですよ。私は大変残念です。こういう討論をしなければならない。時期が変わり、立場が変わると何でも言えるもんだなという、半分感心しながら、以上で賛成討論といたします。終わります。

平野偉規議長

原案に反対討論される方はありませんか。

瀧本 攻君。

5番 瀧本 攻議員

議案第55号に、残念ながら、反対の討論をさせていただきます。海山区の方が反対、長島区の方が賛成、非常に残念でなりません。これは私に言わすとですね、執行部のですね、努力のなさだと思います。両町の融和、釀成がとれないとおっしゃられる。とれていません。これが第1点。

第2点はですね、いわゆるタイミングがちょっと悪すぎる。もうちょっと融和がとれてからしてもいい。先ほど、川端議員がおっしゃったように、私はどっちかといったら、消極的賛成なんです。はっきり言いますとね、反対なんです。平野議員がおっしゃったことは、本当にバックアップ体制、いろんなことをおっしゃった、これはもうしてもらわなければなりません。だから、いわゆるバックアップ体制の問題もなっていない。それから融和もとれていない。長島町の人には本当に申し訳ないですわ。7年も待っていただいた件についてはね。だけど、あと數カ月ですね、それを議論せんことにはですね、これ長島区と海山区とグチャグチャになりますわ。反対しておるのは海山区の方、賛成しておる人は長島区の方ですね。だから、執行部はもうちょっとしっかりとしつかりしてですね、いわゆる融和体制、釀成されておるというけど、釀成されていません。先ほど、北村先輩がおっしゃったけれども、パブリックコメントですね、海山区ではですね10人おったらですね、8人は融和をとれてないとおっしゃっておるわけです。だから、そのへんを十二分に勘案してですね、もうちょっと時間を置いてですね、こんな臨時会でやるんじゃなくして、来年の3月に、また一時不再議の問題がありますんで、融和をとれてから出するのが、いわゆる行政の責任者のやることです。私は行政の責任者の責任だと思うんです、これね。だから、行政の責任者はですね、海山区に十二分な説明をなされていないと思うんですよ。

行政報告会へ行っても、こういうことは説明していない。

だから、簡単に申し上げまして、今、3点ですね。融和がとれていない。それから、バックアップ体制がない。この時期が、いわゆる物事をするにあたっては、やっぱりタイミングというのは必要ですね。こんな重大な案件ですね。両町が結婚してですね、一番の決めんなんときには、融和がなされていない。これは非常に残念です。だから、私はこの議案については、反対をさせていただきます。以上です。

平野偉規議長

原案に賛成討論される方はありませんか。

東 清剛君。

11番 東 清剛議員

私は、今回は討論する気はまったくございませんでした。ただ、反対討論でね、5人の方がされた。そういうような中でせざるを得ない状況になってしまいました。そういうことを理解していただいて、議長にも短くしろよと言われていますので、簡単に、今まで皆さん、討論の中では、随分、経緯を詳しく述べられ、まったく我々が振り返ると、そのとおりのことが随分ありました。また、傍聴席にもね、先輩議員で大変ご苦労をされた方もみえております。やっぱりね、この合併。

まず、議案ですけども、議案第55号 紀北町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例に賛成の立場での討論といたします。

ここで、ちょっとと言いましたけども、討論する気がなかったんですけども、せざるを得なくなった。もう1つね、この合併が何で行われたか。先ほど、町長が提案説明の中でも随分詳しくされ、まったくそれで我々は理解できる部分がたくさんあります。また、合併についてはね、先ほども言いましたけれども、たくさんの先輩方の説明にありましたけれども、すでに町民のパブリックコメントという意味でいえば、海山町においてはね、アンケートという格好で、合併に先立ちやっております。そして、紀伊長島町の場合は、住民投票、そして、賛成、合併すべきだと結論が得られておるのが実情でございます。ですから、民意を反映していないという意味じゃなしに、その当時は、すでに皆の民意が反映された結果に基づいての、合併に向かっての合併協定が進められたというのが現実の状態でございます。

その中で簡単にということで、合併協定に記載されている事務所の位置が、合併を7年経過して成就する条例の改正案であります。2町の合併は断腸の思いと、苦渋の選択のうちに両町の執

行部、町議会、町民代表の皆さんで構成された法定協議会で決定された団体意思であります。当然、行政には、継続性が求められております。それを町長は、しっかりと踏まえて行っているのが、この条例でございます。合併時に作成された合併協定書は、町民の皆様には、広く周知されているところでございます。このことを理解され、全議員の賛同をお願いいたします。今後、一体した紀北町を建設するためには、禍根を残すことをしてはいけないと思います。また、その中で、地域自治区の見直しを早急にして、住所の表記を簡素化することを求めて、私の賛成討論といたします。以上でございます。

平野偉規議長

原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野偉規議長

原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野偉規議長

これにて討論を終了し、採決いたします。

議案第55号については、地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の者の同意が必要となります。現在、出席議員は18名であり、その3分の2は12名であります。

お諮りします。

日程第5 議案第55号においては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(3分の2以上挙手)

平野偉規議長

ただいまの挙手は3分の2以上です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定いたしました。

平野偉規議長

ここで、午後1時まで、昼食のため、暫時休憩いたします。

(午前 11時 48分)

平野偉規議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後 1時 00分)

平野偉規議長

次に、議案第56号 紀北町役場新庁舎改修工事請負変更契約の締結について、質疑される方はいませんか。

玉津 充君。

8番 玉津 充議員

前回ですね、この請負金額の審議時に屋上のフェンスのことをいろいろと議員から意見がありまして、見直しするということだったんですが、先ほど、説明があったのですが、もう一度ですね、変えられたフェンスの高さと、それとですね、それのどういう根拠で決められたかということをお聞かせください。

平野偉規議長

中場総務課長。

中場 幹総務課長

お答えをさせていただきます。当初、今回、改修しております長島高校の上には、一部フェンスがございました。そのフェンスの高さは約132、133だったと思います。それを根拠に当初、計画をいたしました。その後、契約の締結にあたりまして、ご意見を頂戴し、監督者と私どもも現地に出向き、高さを調整させていただきました。やはり、庁舎自体が端から端まで60m以上ございまして、その端へ行きますと、1m30といいますと、私たちやはり、ちょっと落ちるというか、体が1m70、80ありますと、結構厳しい部分もあろうかなということも感じましたし、やはり、1m80ござりますと、一般的な日本人としては、それをてこの原理で引っくり返るようなことはないというような判断をいたしましたので、1m80ということで決定をさせていただきました。以上でございます。

平野偉規議長

玉津 充君。

玉津 充議員

今、お聞きしておると、高さ、安全性を考慮してというふうにおっしゃられたんですが、この屋上の高さというのは、海拔何mで、床の高さ、この180を加えると、どれだけの海拔になるんでしょうか。

平野倅規議長

中場総務課長。

中場 幹総務課長

細かいのはカットさせていただきまして、18m30ほどございましたので、それプラス約1.8になりますので、20mの10くらいになる、1cm、2cmのあればあります、それくらいになると思います。

平野倅規議長

瀧本 攻君。

5番 瀧本 攻議員

ちょっと見にくんですけどね、この屋上フェンスが175m、フェンス182mと書いてある、これ高さなの、延べなの、どっちなの。これは175mと182mと書いてあるんさ。点を打ってないんかな、これは。そのへんを。

平野倅規議長

中場総務課長。

中場 幹総務課長

申し訳ございません。この資料1につきましては、前回のご可決いただいた資料を基に作らせていただきましたので、ここに書いてございます、175、182につきましては、屋上フェンスの長さでございます。それで、細かいのがありましたので、口頭でご説明させていただきまして、高さにつきましては、1m30から1m80ということでお答えをさせていただきたいと思います。以上でございます。すみません。

平野倅規議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野偉規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第56号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

平野偉規議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

次に、議案第57 専決処分の承認を求めるについて質疑をされる方はありませんか。

(発言する者なし)

平野偉規議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野偉規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野偉規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第7 議案第57号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野偉規議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

平野偉規議長

それでは、これで平成24年第6回紀北町議会臨時会を閉会といたします。

(午後 1時 05分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 24年 11月 30日

紀北町議会議長 平野偉規

紀北町議会議員 東 貴雄

紀北町議会議員 樋口泰生